官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務九〇）　二
〔訓　令〕
○科学技術・イノベーション推進事務局統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二八）　七
〔法規的告示〕
○日本住宅性能表示基準の一部を改正する件（消費者庁・国土交通一）　八
○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（総務三〇七）　一〇
○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同三〇八）　一二
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同三〇九）　一三
○電波法施行規則第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を定める件（同三一〇）　一四
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学七一）　一五
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件（農林水産一三二六）　一五
○評価方法基準の一部を改正する件（国土交通八四五）　一六
〔その他告示〕
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件（防衛二〇二）　一三
〔官庁報告〕
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　二四
臨床検査技師国家試験の施行（同）　二五
理学療法士国家試験の施行（同）　二七
作業療法士国家試験の施行（同）　二八
視能訓練士国家試験の施行（同）　三〇
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　三一
はり師国家試験の施行（同）　三三
きゅう師国家試験の施行（同）　三三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　三四
義肢装具士国家試験の施行（同）　三五
柔道整復師国家試験の施行（同）　三六
歯科衛生士国家試験の施行（同）　三七
歯科技工士国家試験の施行（同）　三七
言語聴覚士国家試験の施行（同）　三八
第四十九回救急救命士国家試験の施行（同）　三九
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五九
特殊法人等
独立行政法人自動車技術総合機構令和六年度財務諸表、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、企業年金清算人就任、税理士登録抹消関係　六七
会社その他
会社決算公告　八三